為替取引分析業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表	
改正案	現行
Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続	Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続
Ⅲ一3 業務の適切性	Ⅲ一3 業務の適切性
Ⅲ-3-5 システムリスク管理	Ⅲ-3-5 システムリスク管理
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4)システム障害に対する対応	(4)システム障害に対する対応
① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の報告を求	① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の報告を求
めるとともに、「システム障害等発生報告書」(別紙様式集 別紙様	めるとともに、「システム障害等発生報告書」(別紙様式集 別紙様
式 16) による報告を求めるものとする。 <u>ただし、DDoS攻撃事</u>	式 16) による報告を求めるものとする。
案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被	
害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28	
日関係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。)) 別添様式	
1)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」	
(関係省庁申合せ 別添様式2)による報告も可能とする。なお、	
<u>ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ</u>	
等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する	
(「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」参照)。	
また、復旧時、原因解明時には改めてその旨の報告を求めること	また、復旧時、原因解明時には改めてその旨の報告を求めること
とする。ただし、復旧や原因の解明に至っていない場合でも、1か	とする。ただし、復旧や原因の解明に至っていない場合でも、1か
月以内に現状について報告を求める。	月以内に現状について報告を求める。

改正案	現行
(注) 報告を求めるべきシステム障害等	(注) 報告を求めるべきシステム障害等
その原因のいかんを問わず、為替取引分析業者又は為替取	その原因のいかんを問わず、為替取引分析業者又は為替取
引分析業者から業務の委託 (2以上の段階にわたる委託を含	引分析業者から業務の委託 (2以上の段階にわたる委託を含
む。)を受けた者等が現に使用しているシステム・機器(ハー	む。)を受けた者等が現に使用しているシステム・機器(ハー
ドウェア、ソフトウェア等) に発生したシステム障害等であっ	ドウェア、ソフトウェア等) に発生したシステム障害等であっ
て、利用者その他の者の業務等に影響があるもの又は影響を生	て、利用者その他の者の業務等に影響があるもの又は影響を生
じさせるおそれがあるもの。	じさせるおそれがあるもの。
ただし、一部のシステム・機器にシステム障害等が生じても	ただし、一部のシステム・機器にシステム障害等が生じても
他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的には影響	他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的には影響
が生じない場合を除く。	が生じない場合を除く。
なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃	なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃
の予告がなされる、サイバー攻撃が検知される等により、自己	の予告がなされる、サイバー攻撃が検知される等により、自己
の業務や利用者その他の者に影響が及ぶとき又は影響が及ぶ	の業務や利用者その他の者に影響が及ぶとき又は影響が及ぶ
可能性が高いと認められるときは、報告を求めるものとする。	可能性が高いと認められるときは、報告を求めるものとする。

2

(略)

② (略)